

千葉県農林水産部の積算基準（農業農村整備事業）の公開に関する事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、農林水産部の積算基準（農業農村整備事業）を公開し、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、積算基準の公開に関し、必要な事項を定める。

（公開の内容）

第2条 農林水産部の積算基準（農業農村整備事業）とし、公開する積算基準は別表1のとおりとする。

（公開の方法）

第3条 公開の方法は、閲覧及びホームページ掲載により行うものとし、内容は次項のとおりとする。

2 文書館における公開内容は次のとおりとする。

- (1) 公開する積算基準は、別表1のとおりとする。
- (2) 文書館における公開内容は、文書館に関する条例、規則及び要綱による。

3 農林水産部各機関における、閲覧により公開する内容は次のとおりとする。

- (1) 公開する積算基準は、別表1のとおりとする。
- (2) 閲覧場所は、別表2に掲げる機関のとおりとする。
- (3) 閲覧しようとする者に対しては、閲覧申請簿（別記様式）に必要な事項を記載させ、各機関の担当者の承認を得て行う。
- (4) 公開する期間は、積算基準の改定日から1年間とし、公開時間は、原則として各機関の開庁時間（本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による）とする。
- (5) 公開する積算基準の管理及び保管は、各機関の長が指名した職員が行うものとする。
- (6) 公開する積算基準は、閲覧所の外部へ持ち出させてはならない。
- (7) 各機関とも、積算基準の内容について、電話等による問い合わせには応じないものとする。

4 ホームページによる公開内容は次のとおりとする。

- (1) 公開する積算基準は、別表1のとおりとする。
- (2) ホームページへの掲載時期は、積算基準の改定後、速やかに公開するものとする。
- (3) ホームページへの情報掲載については、報道広報課の定める千葉県ホームページ運営要領の定めによる。
- (4) 掲載期間は、積算基準の改定日から1年間とする。

(その他)

第4条 本要領は、ホームページに掲載して公開するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

積算基準の公開する内容等一覧表

基準書の名称		閲覧	コピーサービス※1	ホームページ
積算基準（千葉県独自分施工単価条件表）		○	○	○※2
特別調査単価（単年度調査）※3		○	○	○
基礎単価表	土木技術積算連絡協議会単価※4	×	×	×
	農林水産省単価・関東農政局単価※5	×	×	×
	物価資料単価※6	×	×	×
	特別調査単価（定期調査）※7	○	○	○
	独自設定単価※8	○	○	○

留意事項

- ※1 コピーサービスは千葉県文書館のみである。
- ※2 積算基準（千葉県独自分施工単価条件表）について、ホームページ上では新旧対照表のみ掲載している。
- ※3 千葉県農林水産部耕地課が独自の調査等に基づき設定した単価のうち、基礎単価表に掲載がない単価。
- ※4 千葉県県土整備部の積算基準（設計単価編）で取り扱う単価。
- ※5 農林水産省の積算基準又は関東農政局の資材等価格表に掲載がある単価。
- ※6 （一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会から市販されている「月刊建設物価（Web建設物価を含む）及び季刊土木コスト情報」、並びに「月刊積算資料（「電子版」・「別冊」を含む）及び季刊土木施工単価」に掲載されている単価を基に設定した単価。
- ※7 千葉県農林水産部耕地課が独自の調査等に基づき設定した単価のうち、基礎単価表に掲載がある単価。
- ※8 千葉県農林水産部耕地課が独自の算出方法に基づき設定した単価。

別表2

積算基準を公開する機関

機 関 名
農林水産部耕地課
千葉農業事務所
東葛飾農業事務所
印旛農業事務所
香取農業事務所
海匝農業事務所
山武農業事務所
長生農業事務所
夷隅農業事務所
安房農業事務所
君津農業事務所

